

徳島県福祉サービス第三者評価共通評価基準の改定について

1 改定の背景

国の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」の改正に伴い（平成30年3月26日付け子発0326第10号，社援発第0326第7号，老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長，社会・援護局長，老健局長連名通知），本県の福祉サービス第三者評価共通評価基準（「保育所版」「高齢者福祉サービス版」「障がい者・児福祉サービス版」「福祉サービス共通版」）を一部改定する。

2 改定の概要

(1) 原則として，国のガイドラインに準じて改定する。（別添新旧対照表のとおり）

なお，保育所版の「個別サービス評価基準」は，現在，国で改正作業中であり，権利擁護関係がまだ含まれていないため，項目29は一部分のみ改定する。

(参考) 29 現 行：利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。

改正後：利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。

(2) さらに，関係課との協議の上，必要に応じて，県が推進する施策等を踏まえた県独自の内容を追加するものとする。

※国の内容評価基準ガイドラインの改正はなかったため，本県の各個別サービス評価基準の改定はなし。

【徳島県福祉サービス評価基準体系】

区分	提供サービス	共通評価基準	個別サービス評価基準
県 認 証 基 準	保育所	保育所版 <u>45項目</u> 現行：H28. 11. 1改定	保育所版 <u>20項目</u> 現行：H28. 11. 1改定
	高齢者福祉サービス	高齢者福祉サービス版 <u>45項目</u> 現行：H29. 12. 1改定	高齢者福祉サービス版 <u>20項目</u> (特別養護老人ホーム) (通所介護) (訪問介護) (養護老人ホーム・軽費老人ホーム) ※ケアハウスは軽費老人ホームに含む 現行：H29. 12. 1改定
	障がい者・児福祉サービス	障がい者・児福祉サービス版 <u>45項目</u> 現行：H29. 12. 1改定	障がい者・児福祉サービス版 <u>19項目</u> 現行：H29. 12. 1改定
	その他施設	福祉サービス共通版 <u>45項目</u> 現行：H28. 4. 1改定	救護施設版 <u>22項目</u>

(参考)

国の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」の改正概要

1 一部改定の趣旨

○社会福祉法等の一部改正（平成28年3月31日）による社会福祉法人制度改革に関連する事項及び平成28年児童福祉法改正の理念を踏まえ、共通評価基準ガイドラインの関連する評価項目（評価細目）を改定。

○あわせて、この間の各内容評価基準の改定・策定に関する議論及び共通評価基準ガイドラインに基づく第三者評価の実施等において明らかとなった課題等に対応。

2 主な改定事項

(1) 社会福祉法人制度改革（社会福祉法等の一部改正）に伴う事項

○会計監査人の設置及び会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用等

⇒ **22** 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組

○地域での公益的な取組の責務化、「地域公益事業」の実施

⇒ **26** 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組

（現行：**26** 福祉施設・事業所が有する機能の地域への還元）

⇒ **27** 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動

(2) 第三者評価の質の向上のための事項

○受審施設・事業所及び評価機関・評価調査者の理解と適切な第三者評価に資する事項
（判断基準、着眼点、評価基準の考え方と評価の留意点の一部改定）

⇒ **1** 理念、基本方針の明文化、周知

⇒ **4** 中・長期計画の策定

⇒ **36** 利用者からの相談や意見に対する組織的かつ迅速な対応

○社会的養護関係第三者評価基準の改定に当たって整理した事項

（平成28年児童福祉法改正への対応等）

⇒ **29** 利用者のプライバシー保護

（現行：**29** 利用者のプライバシー保護等の権利擁護）